消防庁

ハラスメント等相談窓口を設置しました！

設置目的

ハラスメント等の事案の解決を目指すため、市町村や消防本部の「ハラスメント等通報窓口」には通報しにくい、通報したが適切に対応してくれなかったなどの場合に備えて設置しました。

対象者

ハラスメント等を受けたと考える消防職員の方だけでなく、その御家族、上司、同僚の方など広くご相談いただけます。

相談内容（例）

上司から暴力行為を受けたが、これはパワハラに当たるのではないか。

市町村や消防本部にセクハラの相談をしたが、相談に乗ってくれなかった。

消防職員である配偶者がパワハラに悩んでいるが、どうしたらいいか。

相談後の対応

相談者からの相談に対して助言を行うほか、相談者の要請や同意があれば、

- 関係消防本部や市町村に対し相談内容の情報提供を行います。
- 関係消防本部や市町村から過去の経緯を聞き取った上で、関係消防本部や市町村に対して適切な対応を取るよう助言します。相談内容について公表することはありません。

なお、関係者の処分等が行われた場合には、その内容を各消防本部から公表することになります。

情報の秘匿性の確保

相談は匿名で行うこともできます。また、関係消防本部への情報提供を行うに当たっては、相談者の方に、どこまで情報提供をしてもよいのかなどの確認を行い、相談者の方が不利益な取扱いを受けないよう十分配慮します。

設置場所・連絡先

本窓口は消防庁消防・救急課内に設置しています。ご相談の際は下記の連絡先に電話してください。

対応時間：平日 8:30～18:15　TEL: **03-5253-7548**（専用回線）

なお、電子メールでも相談を受け付けておりますが、相談内容について詳細に把握するためにこちらからお電話をおかけすることとしています。必ず、お電話番号を記載の上、下記メールアドレスにご連絡してください。上記の対応時間外となる平日の夜や土曜日・日曜日しか電話対応ができない方については、電子メールにその旨を記載してください。指定の時間帯にこちらからお電話をおかけします。　E-mail：fdma_hcs@soumu.go.jp